

第15条 県連の運営及び活動に関する重要事項を審議するため総務会を置く。  
第16条 総務会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、県連大会で選任する。

- 1) 衆参選挙区（比例区）支部長及び県議会議員支部長
- 2) 市町村長代表
- 3) 市町村議会議員代表
- 4) 地域支部長代表・職域支部長代表
- 5) 青年局、女性局及び壮年局代表

第17条 総務会に総務会長1名、総務副会長若干名を置く。

- 1 総務会長は、総務会を招集し議長としてその運営にあたる。
- 2 総務副会長は、総務会長を補佐する。
- 3 総務会長は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。
- 4 総務副会長は、総務会の承認を受けて総務会長が決定する。

第18条 総務会は、総務の二分の一以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 3 節 国会議員会

第19条 国会議員会は、党所属の衆議院議員及び参議院議員をもって構成する。

- 2 国会議員会は、国会活動に関する方針を審議決定する。
- 3 国会議員会の運営は別に定める。

### 第 4 節 県議会議員会

第20条 県議会議員会は、党所属の県議会議員支部長をもって構成する。

- 2 県議会議員会は、県議会活動に関する方針を審議決定する。
- 3 県議会議員会の運営は別に定める。

### 第 5 節 市町村議会議員連絡協議会

第21条 市町村議会議員連絡協議会は、党所属の市町村議会議員をもって構成する。

- 2 市町村議会議員連絡協議会は、議会活動及び党活動を積極的に行う。
- 3 市町村議会議員の運営は別に定める。

## 第 4 章 その他の機関

### 第 1 節 政務調査会

第22条 政策の調査研究及び立案のため政務調査会を置く。

第23条 政務調査会は、党所属の県議会議員及び会長が特に委嘱した学識経験者をもって構成する。

第24条 政務調査会に政務調査会長（以下「政調会長」という。）1名及び政務調査副会長（以下「政調副会長」という。）若干名を置く。

- 2 政調会長は、政務調査会の運営にあたり、かつ、これを管掌する。